



天草市公告第15号

天草市手数料条例（平成18年天草市条例第57号）別表第3備考及び別表第8備考第3に規定する市長が指定する建築物の部分は、次のとおりとした。

平成29年4月4日

天草市長 中 村 五 木



1 市長が指定する建築物の部分

次の各号に掲げる用途に供する建築物の部分

- 1) 工場における生産エリア
- 2) 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
- 3) データセンタにおける電算機室
- 4) 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室

2 指定年月日

平成29年4月3日